

手続きお済ですか？

平成25年度 ボランティア登録・活動保険 受付中

ボランティアをされる個人・団体（新規・更新）の方は、毎年度ボランティア登録・変更申請及び活動保険の加入申込みの手続きをお願いします。

手続きは下記のとおりとなります。

記

1. 手続きの期間

平成25年3月30日(出)まで（現在加入の保険は3月31日で補償期間が満了となります。）

なお、4月以降も随時受付け致します。

2. 手続きの場所

嵐山町ボランティアセンター（嵐山町ふれあい交流センター内）

3. 必要な手続き

区分		登録	保険	その他必要書類
新規 (これからボランティアをはじめたい方)	個人の方	ボランティア登録申請が必要	加入手続きが必要 ※ボランティア保険【Aプラン300円】は、社協で全額補助されます。 他のプランを希望する場合は、 個人負担 となります。	—
	団体の方			会員名簿の提出
更新 (既にボランティア登録されている方)	個人の方	登録内容の変更確認 (代表者や活動内容等変更ある場合は手続きが必要) <u>“継続しない場合”はその旨を報告してください。</u>	—	—
	団体の方			会員名簿の提出 「ボランティア活動報告書」の提出

○注意事項

※ボランティア保険について、他の団体等で保険に加入済みの場合は加入不要です。

※「会員名簿」には、氏名、ふりがな、年齢、住所、電話番号及び保険加入の可否を記入の上、提出をお願いします。

※「ボランティア活動報告書」は、平成24年度の活動について報告をお願いします。報告書には活動日時・人数・場所・内容を記入の上、**4月19日(金)**までに提出してください。

問合せ 嵐山町ボランティアセンター

担当：宮原 清水 栗原 ☎62-1221 ☎62-1231

嵐山町ボランティアセンターに専用電話及びFAXが設置されました。

御用のある方は下記の番号をお願いします。

☎62-1221

FAX 62-1231



こちら 地域包括 支援センターです

地域包括支援センターは
シニアの皆さんの
総合相談窓口です

問合せ ☎62-0718

気をつけよう！

高齢者の消費者被害

高齢者は「お金」「健康」「孤独」の3つの大きな不安を持っているといわれています。老後を安心して暮らしたいと願う人たちにとって「お金」は大きな不安材料です。年金が主な収入源の高齢者は、「必ずもうかる！」等というセールストークを信じやすい傾向にあります。

また、「足の痛みが治る」「血液がサラサラになる」「ガンが治った」等、健康に不安を持つ心理を巧みに突き、健康食品や電気治療器等を購入させる手口もあります。

さらに一人暮らしであったり、家族と住んでいても外出する機会が減り一人で過ごす時間が増えたりする高齢者は、「話し相手はほ

しい」と感じることも少なくありません。そんな心理につけ込み、高齢者の話し相手になるなど近づき、話をするうち、「親切にしてくれていい人だから」と相手を信用させ、次々と契約を繰り返させる手口もあります。悪質業者は、言葉巧みにこれらの不安をおおりに、親切にして信用させ、年金・貯蓄等の大切な財産を狙っています。高齢者は自宅にすることが多いため、訪問販売や電話勧誘販売による被害にあいやすいのも特徴です。全国の消費生活センターに寄せられた契約当事者が70歳以上の相談件数は、平成23年度に約15万件で、相談全体の約17%を占めています。

また、販売方法・手口別にみると、「電話勧誘販売」「家庭訪問販売」「利殖商法」等が、契約当事者が70歳以上の相談全体に占める割合が多くなっています。

電話勧誘や訪問販売での物品購入等の話で怪しいと感じたら家族や本誌22ページの消費者コーナーの町消費生活センターに相談しましょう。



クーリング・オフって何？

「クーリング・オフ」は、いくつかの法律により定められています。契約した後、頭を冷やして(Cooling Off)冷静に考え直す時間を消費者に与え、一定期間内であれば無条件で契約を解除することができる特別な制度のことをいいます。一度契約が成立するとその契約に拘束され、お互いに契約を守るのが契約の原則ですが、この原則に例外を設けたものです。

商品の購入は、「店舗での買い物」ばかりではありません。「家に業者が訪ねてきて勧誘される」「電話がかかってくる勧誘される」等、特に商品購入を考えていないときに突然業者側から勧誘されて契約するといった購入の形態もあります。こういった不意打ち的な勧誘で、冷静に判断できないまま契約をしてしまいがちな販売方法に対して、この制度が設けられました。(一部対象除外あり)

クーリング・オフは、法律に定められた事項が書かれた契約書面を受け取った日を初日として数え、一定期間内であれば、書面をもって「特定記録郵便」「簡易書留」等の記録が残る方法で業者側へ送付します。契約は解除され、支払ったお金は返金されます。解約料を支払う必要はありません。

この制度の詳細は、本誌22ページの町消費生活センターで相談できます。

